

岡山地方最低賃金審議会

第2回 岡山県最低賃金専門部会 議事要旨

開催日時：令和6年7月31日（水）15：00～16：20

開催場所：岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎 共用会議室2A

1 主な審議事項

(1) 岡山県最低賃金額審議

2 議事要旨

(1) 岡山県最低賃金額審議

労使各側委員の主張内容及び公益委員の考え方

労働者側 委員	<ul style="list-style-type: none">●基本的な考え方<ul style="list-style-type: none">・経済情勢を踏まえた最低賃金引上げの必要性、生活の安心、社会的セーフティネットとしてのメッセージ、最低限度の生活を営むための生計費、近隣地域との格差解消等を主張した。●金額提示 69円<ul style="list-style-type: none">・岡山県における最低限の生活を営むに必要な連合リビングウェッジにおける金額は1,070円である。これを目指し、現状932円との格差138円を2年で到達するための水準である。
使用者側 委員	<ul style="list-style-type: none">●基本的な考え方<ul style="list-style-type: none">・デフレ脱却と経済成長の観点から、最低賃金を引き上げることの必要性は理解する。・依然として厳しい環境にある地域の企業にとって、目安の50円はあまりに飛躍し過ぎたものであり、影響率も目安通りであれば2桁台と高く、事業の継続を危うくさせるものである。改定の3要素を含む適正な水準の議論をしたい。●金額提示 37円<ul style="list-style-type: none">・賃金改定調査結果における賃金引上げ率（第4表③）Bランク2.9%、岡山県における物価指数の上昇、2024年春季賃上げ妥結状況3.91%（岡山県経営者協会）であることを総合的に考慮して、3.91%の+37円としたものである。

公益委員	労使の提示額に開きがあるため、次回引き続き金額審議とする。
------	-------------------------------

3 審議の結果

労使双方から金額提示があったが、提示額に開きがあるため、次回引き続き金額審議を行うこととなった。

第3回専門部会 8月2日（金）15時～